

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法の定義

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。（男女共同参画社会基本法 第2条）

男女共同参画社会基本法の5つの理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調



平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意の下に定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的としています。また、この法律は**男女の人権が尊重され**、豊かで活力ある社会を実現し、**女性も男性も自らの個性を発揮しながら**生き生きとした充実した生活を送ることができることを目指すものであり、21世紀の社会を決定する大きな鍵であるといえます。



すなわち

- 性別によって差別されたり、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割分担を強制されたりすることがなく個人が尊重される社会の実現
- 社会通念や慣習の中で社会によってつくりあげられた性別（ジェンダー）にとらわれず、自立した個人として多様な生き方が選択できる、自己決定権が確立された社会の実現
- 男女が政治、経済、社会のあらゆる場に対等な立場で参画し、共に責任を分かち合う社会の実現

男女共同参画社会の将来像

～2020年の望ましい男女共同参画社会の姿～
男女共同参画社会の将来像検討会報告書より抜粋

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

2020年には社会のあらゆる分野において指導地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になることを目指すなど、様々な分野における女性のチャレンジを促進するために、その支援策を講じることが必要です。

「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案、実施が可能になります。

2. 働く場について

職業生活と家庭生活を調和させつつ、就業形態を選択でき、性別にかかわらず能力を発揮し、働きに応じた処遇が求められることが望ましく、そのため、多様でかつ良質な就業形態が確保される必要があり、社会制度・慣行も就業形態の選択に中立的なものとする必要があります。

「職場における性差別が解消すること」によって、女性の労働力が確保されるだけでなく、男性にとっても働きやすい環境となり、多様性に富んだ職場環境により、企業活動も活発化します。

3. 家庭について

仕事と子育ての両立支援を強力に実施するとともに、「夫が働き、妻が専業主婦」という世帯が減少していくことが予測される中で、家庭を適切に支援していくことが必要です。

「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、親と子の関係が改善され、男女とも子どもとかわる喜びを体験し得ます。また、女性の家事や育児等の負担が軽減され、家庭と職場の両立が可能となり、少子化対策にもつながります。

4. 地域・その他

まちづくりなど地域の活性化や課題解決に取り組むため、男女が共に参画できる条件整備を進めるとともに、地域における女性のチャレンジ支援策を講じること、また、自立の意識を育み、生涯を通じ、生き方の変化に応じて様々な分野に活躍することを可能にするための学習機会の充実を図ることが必要です。

「地域社会の活動が評価されて、男女共同参画が促進されること」によって、人々は職場中心の生き方だけでなく、男女とも多様な価値観に基づいて地域活動、ボランティア、家庭生活、学習生活等、様々な生き方を自ら選択することが可能になります。

5. 地球社会への貢献

わが国の男女共同参画社会の形成に向けての取り組みは、国際的な動きに連動する形で行われてきましたが、国際的な協調の下、さらに相互協力の円滑な促進を図る必要があります。

「国際的な動向を踏まえつつ男女共同参画を推進し、支援や発言を積極的に行うこと」によって、地球社会における男女共同参画にも貢献し、また、世界での活躍の場も広がっていきます。

